

川崎市公告(調達)第123号

特定調達契約に関する総合評価一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年3月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 堤根余熱利用市民施設整備事業
- (2) 履行場所 川崎市川崎区堤根73番1、73番7
- (3) 履行期間 事業契約締結の日から令和26年3月31日まで
- (4) 調達概要

本事業は、昭和57年に運用を開始した、ヨネッティー堤根(堤根余熱利用市民施設。以下「本施設」という。)について、余熱の供給元である堤根処理センターの建替工事にあわせて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下、「PFI法」という。)に基づき整備を実施するものとする。

事業の実施にあたっては、選定事業者が本施設の施設整備業務を行った後、市に所有権を移転し、事業期間中において維持管理及び運営業務を実施するBTO方式(Build Transfer Operate)とする。

また、本施設を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の規定による公の施設とし、選定事業者を、同法第244条の2第3項に規定にする指定管理者として指定する予定である。

(5) 予定価格

4,889,125,000円(消費税及び地方消費税を含まない。)

(6) 契約方法

価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価一般競争入札(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第1項の規定により落札者を決定する入札をいう。以下同じ)により行う。

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の閲覧場所及び契約に係る事務を担当する部局

川崎市環境局 施設部 施設建設課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所

電話 (044) 200-2554 FAX (044) 200-3923

メールアドレス 30yonetu@city.kawasaki.jp

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 入札参加者の構成等

ア 入札参加者の構成

- (ア) 入札に参加する者は、本事業の設計業務に当たる者、解体撤去業務に当たる者、建設業務に当たる者、工事監理業務に当たる者、維持管理業務に当たる者、運營業務に当たる者及びその他業務に当たる者の複数の企業で構成されるグループ（以下「参加グループ」という。）とすること。
- (イ) 参加グループは、特別目的会社に出資する企業で特別目的会社から直接業務を請け負う者（以下「構成員」という。）及び特別目的会社に出資しない企業で特別目的会社から直接業務を請け負う者（以下「協力企業」という。）で構成すること。参加グループは、構成員のみとすることも可能とする。
- (ウ) 構成員及び協力企業は、特別目的会社から請け負った業務の一部について、第三者に委託し、又は下請人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負に係る契約の締結後速やかに市に通知すること。

イ 構成員、協力企業及び代表企業の選定

参加グループを構成する企業は、資格審査の申請時に構成員又は協力企業のいずれの立場であるかを明らかにすること。この場合において、構成員の中から代表企業を定め、代表企業が資格審査の申請及び入札手続を行うこと。

ウ 複数業務の禁止

同一者が複数の業務に当たることを妨げない。ただし、建設業務及び解体撤去業務と工事監理業務を同一の者又は資本面若しくは人事面で関係のある者^{※1}が兼ねてはならない。

※1 資本面若しくは人事面で関係のある者とは

資本面において関係のある者とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者を行い、人事面において関係のある者とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

エ 複数提案の禁止

参加グループの構成員、協力企業及びこれらの企業と資本面若しくは人事面において関係のある者は、他の参加グループの構成員及び協力企業になることができない。

(2) 入札参加者の参加資格要件

ア 入札参加者の参加資格要件（共通）

構成員及び協力企業は、次の全てに該当する者とする。

- (ア) 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (イ) 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。

イ 入札参加者の参加資格要件（業務別）

設計、解体撤去、建設、工事監理、維持管理及び運営の各業務に当たる者は、上記アの要件の他にそれぞれ次の資格要件を満たすこと。

(ア) 設計業務に当たる者

設計業務に当たる者は構成員又は協力企業とし、a から d の要件を満たすこと。ただし、設計業務に当たる者が複数である場合は、全ての企業は a 及び b の要件を満たし、c の要件を満たすものを 1 者以上、d の要件を満たすものを 1 者以上入れること。1 者で a から d の要件を満たすことでも良い。

- a 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- b 市の令和 5・6 年度業務委託有資格業者名簿において、業種「建築設計」に登録されていること。
- c 平成 21 年 4 月 1 日以降に、25m 以上の屋内温水プール施設の整備に係る新築又は改築（一部を除く。）又は増築（別棟増築に限る）の基本設計業務又は実施設計業務を元請として受託し、かつ、履行した実績を有していること。
- d 平成 21 年 4 月 1 日以降に、延床面積 2,700 m²以上の公共施設の整備に係る新築又は改築（一部を除く。）又は増築（別棟増築に限る）の基本設計業務又は実施設計業務を元請として受託し、かつ、履行した実績を有していること。

(イ) 解体撤去業務に当たる者

解体撤去業務に当たる者は構成員又は協力企業とし、a から c の要件を満たすこと。ただし、解体撤去業務に当たる者が複数である場合は、全ての企業は a 及び b の要件を満たし、a から c の要件を満たす者を 1 者以上入れること。

- a 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定に基づく工事業について、特定建設業の許可を受けていること。
- b 市の令和 5・6 年度工事請負有資格業者名簿において、業種「解体」種目「解体」に登録されていること。
- c 平成 21 年 4 月 1 日以降に、延床面積 1,300 m²以上の公共施設の解体撤去に係る工事の施工実績を単独又は共同企業体の構成員（いずれも元請）として有していること。ただし、共同企業体の構成企業としての実績は、出資比率が 100 分の 20 以上のものに限る。

(ウ) 建設業務に当たる者

建設業務に当たる者は構成員とし、a から d の要件を満たすこと。ただし、建設業務に当たる者が複数である場合は、全ての企業は a 及び b の要件を満たし、a から d の要件を満たす者を 1 者以上入れること。なお、a から d の要件を満たす構成員を 1 者含むことで、他の者は協力企業とすることも可能とする。

- a 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定に基づく工事業について、特定建設業の許可を受けていること。

- b 市の令和5・6年度工事請負有資格業者名簿において、業種「建築」種目「一般建築」に登録されていること。
- c 令和5・6年度川崎市競争入札参加資格申請時における経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の「建築一式」の総合評定値が920点以上であること。
- d 平成21年4月1日以降に、延床面積2,700㎡以上の公共施設の整備に係る新築又は改築工事（一部を除く。）又は増築（別棟増築に限る）の施工実績を単独又は共同企業体の構成員（いずれも元請）として有していること。ただし、共同企業体の構成企業としての実績は、出資比率が100分の20以上のものに限る。

(エ) 工事監理業務に当たる者

工事監理業務に当たる者は構成員又は協力企業とし、a から d の要件を満たすこと。ただし、工事監理業務に当たる者が複数である場合は、全ての企業は a 及び b の要件を満たし、c の要件を満たすものを1者以上、d の要件を満たすものを1者以上入れること。1者で a から d の要件を満たすことでも良い。

- a 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- b 市の令和5・6年度業務委託有資格業者名簿において、業種「建築設計」に登録されていること。
- c 平成21年4月1日以降に、25m以上の屋内温水プール施設の整備に係る新築又は改築（一部を除く。）又は増築（別棟増築に限る）の工事監理業務を元請として受託し、かつ、履行した実績を有していること。
- d 平成21年4月1日以降に、延床面積2,700㎡以上の公共施設の整備に係る新築又は改築（一部を除く。）又は増築（別棟増築に限る）の工事監理業務を元請として受託し、かつ、履行した実績を有していること。

(オ) 維持管理業務に当たる者

維持管理業務に当たる者は構成員又は協力企業とし、a から c の要件を満たすこと。ただし、維持管理業務に当たる者が複数である場合は、全ての企業は a 及び b の要件を満たし、c の要件を満たすものを1者以上入れること。

- a 維持管理業務の遂行において、担当する業務に必要な資格（許可、登録、認定等）及び資格者を有すること。
- b 市の令和5・6年度業務委託有資格業者名簿に登録されていること。
- c 平成21年4月1日以降に、屋内温水プールまたは、屋内温水プールを含むスポーツ施設に係る2年以上の維持管理実績を有すること。

(カ) 運營業務に当たる者

運營業務に当たる者は構成員又は協力企業とし、a から c の要件を満たすこと。ただし、運營業務に当たる者が複数である場合は、全ての企業は a 及び b の要件を満たし、c の要件を満たすものを1者以上入れること。

- a 運營業務の遂行において、担当する業務に必要な資格（許可、登録、認定等）

及び資格者を有すること。

- b 市の令和5・6年度業務委託有資格業者名簿に登録されていること。
- c 平成21年4月1日以降に、屋内温水プールまたは、屋内温水プールを含むスポーツ施設に係る2年以上の運営実績を有すること。

(キ) その他業務に当たる者

その他業務に当たる者は、構成員又は協力企業とし、aの要件を満たすこと。

- a 市の令和5・6年度業務委託有資格業者名簿に登録されていること。

ウ 市の入札参加資格を有さない者の参加

市の令和5・6年度競争入札参加資格者名簿に登録されていない者で、新たに登録を希望する者は、入札参加資格審査資料の提出期限までに登録認定を受けていること。登録を認められなかった場合は、入札の参加資格を欠くものとする。

エ 入札参加者の制限

以下のいずれかに該当する者は、入札参加者となることはできない。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当する者。
- (イ) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者。
- (ウ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱（昭和63年9月川崎市要綱）による指名停止等の措置を受けている者。ただし、指名停止期間が1か月以内のものである場合は、この限りではない。
- (エ) 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- (オ) 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者。
- (カ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件にかかる同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続きの申立てを含む。）
- (キ) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）。
- (ク) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産の申立てがなされている者。（同法附則第3条の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件にかかる同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第

133 条による破産の申立てを含む。)

- (ケ) 手形交換所における取引停止処分を受けている者、主要な取引先から取引停止を受けている者及び経営状態が著しく不健全である者。
- (コ) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者。
- (ク) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団である者。
- (カ) 役員のうち次のいずれかに該当する者がいる法人。
 - a 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
 - b 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 - c 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者
 - d 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - e 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が a から d までのいずれかに該当する者
- (キ) 暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じて、その事業活動に支配的影響力がある法人。
- (ク) 選定評価委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連のある者。
- (ケ) P F I 法第 9 条に示す欠格事由に該当する者。
- (カ) 参加グループの構成員が、他の参加グループの構成員と資本関係^{*2}又は人的関係^{*3}にある者。

※2 資本関係とは

親会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による。）と子会社（会社法第 2 条第 3 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による。）の関係にある場合をいう。

※3 人的関係とは

- 一方の会社の代表権を持つ役員が他方の会社の代表権を持つ役員を現に兼ねている場合をいう。
- 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合をいう。

- ・令和5・6年度川崎市入札参加資格者名簿において、一方の会社の契約締結権者が、他方の会社の契約締結権者を現に兼ねている場合をいう。

(f) 市が本事業について、アドバイザリー業務を委託した次の者と資本面又は人事面において関連のある者。

- ・パシフィックコンサルタンツ株式会社
- ・イー・トップ株式会社
- ・日比谷パーク法律事務所

オ 入札参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、資格審査書類を受付した日とする。

ただし、参加資格を確認後、落札者決定の日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、基本協定締結日までの間に、落札者の代表企業、構成員又は協力企業が参加資格要件を欠くに至った場合、基本協定を締結しない場合がある。

カ 入札参加者の変更

参加表明書の提出後は、入札参加者の構成を変更又は追加することを原則として認めないものとする。ただし、やむを得ない事情により入札参加者の構成を変更又は追加する必要が生じた場合、市が承諾した場合に限り、これを認めるが、この場合であっても代表企業の変更は認めないものとする。

4 入札に関する手続等

(1) 参加表明書及び資格審査の受付

入札参加者は、参加表明書及び入札参加資格審査申請書類を提出し、入札参加資格の審査を受けること。

ア 受付時間

令和6年5月28日（火）午前9時から令和6年5月30日（木）午後5時まで

イ 受付先

川崎市環境局 施設部 施設建設課

ウ 提出方法

持参によるものとする。

エ 提出書類

資料3「様式集」に示すとおり。

(2) 入札参加資格審査結果の通知

参加資格審査の確認結果は、参加資格審査の確認申請を行った入札参加者の代表企業に対して、令和6年6月12日（水）までに書面により通知する。また、参加資格審査結果を認められた入札参加者には受付番号等を通知する。

(3) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

参加資格がないと認められた入札参加者の代表企業は、参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求められることができる。市は、説明を求められた場合、令和6年6月28日（金）までに説明を求めた入札参加者の代表企業に対して書面により回答する。

ア 受付時間

令和6年6月17日（月）午前9時から令和6年6月18日（火）午後5時まで

イ 受付先

川崎市環境局 施設部 施設建設課

ウ 提出方法

持参又は簡易書留によるものとする。

エ 提出書類

様式任意。ただし、入札参加者の代表企業の代表者印を要する。

オ 提出場所

川崎市環境局 施設部 施設建設課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所

(4) 入札提案書類の受付

入札参加資格の確認を受けた入札参加者は、入札提案書類を次のとおり提出すること。

ア 提出日時

令和6年8月7日（水）午前9時から令和6年8月8日（木）午後5時まで

イ 受付先

川崎市環境局 施設部 施設建設課

ウ 提出種類の作成方法等

資料3「様式集」に示すとおりとする。

エ 提出場所

川崎市環境局 施設部 施設建設課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所

(5) 開札

入札参加者より提出された入札提案書類のうち、入札書の開札は、代表企業の代表者又はその代理人（参加資格申請時に申請した復代理人）の立ち会いの上行うものとし、代表企業の代表者又はその代理人（参加資格申請時に申請した復代理人）が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない本市職員を立ち合わせものとする。

市は、入札書に記載された入札価格が予定価格を超えていないことを確認する。

ア 開札日

令和6年8月9日（金）午前9時30分

イ 開札場所

川崎市役所本庁舎 20階 2002 会議室（住所：川崎市川崎区宮本町 1 番地）

(6) 提案に対するプレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案書の内容を確認するために、資格審査通過者に対するプレゼンテーション及びヒアリングを令和 6 年 10 月に実施する予定である。プレゼンテーション及びヒアリングの詳細については、入札参加者の代表企業に別途通知する。

(7) 入札の辞退

入札参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加希望者が、入札を辞退する場合は、入札提案書類提出期限までに、資料 3「様式集」様式 4「入札辞退届」を 2（1）まで提出すること。

(8) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(9) 入札価格

入札書に記載する入札金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載すること。

(10) 落札者の決定

本事業における事業者の募集及び選定については、競争性及び透明性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札により行うものとする。

市は川崎市附属機関設置条例（平成 27 年 3 月 23 日条例第 1 号）に基づき設置された、川崎市環境局民間活用事業者選定評価委員会堤根余熱利用市民施設整備部会（以下「選定評価委員会」という。）で提案審査を実施する。選定評価委員会は、本事業の公募に参加する者から提出された提案書類を、落札者決定基準に基づいて評価、得点化し、提案された価格により換算した価格評価点と合算し、最も合計点が高い参加者を最優秀提案者として決定し、その結果を市に報告する。市は、選定評価委員会の選定結果を基に、落札者を決定する。

(11) 審査の基準

「堤根余熱利用市民施設整備事業 落札者決定基準」のとおり

(12) 入札の中止等

競争入札妨害若しくは談合行為の疑い又は不正若しくは不誠実な行為等により入札を公正に執行できないと認められるとき又は競争性を確保し得ないと認められるときは、執行延期、再公告、審査の取りやめ等の対処を図る場合がある。

(13) 落札者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び選定の過程において、入札参加者がいない又はいずれの入札参加者提案も市の財政負担額の縮減が見込めない等の理由により本事業を P F I 事業として実施することが適当でない判断された場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

5 事業契約に関する事項

(1) 基本協定の締結

市と落札者は、入札説明書等及び入札提案書類に基づき基本協定（以下「協定」という。）を締結する。

(2) 特別目的会社との契約手続

ア 契約手続

市は落札者と協議を行い、基本協定を締結する。基本協定に従い、落札者は事業仮契約締結までに本事業を実施する特別目的会社を設立し、市は特別目的会社と事業契約を締結する。この場合において、当該特別目的会社を選定事業者とする。

イ 特別目的会社の設立等の要件

落札者は、本事業を実施するため、事業仮契約の締結前までに、会社法に定める株式会社として特別目的会社を市内に設立すること。

なお、参加グループの構成員は、特別目的会社に対して必ず出資するものとし、構成員による特別目的会社への出資比率が 50%を超えるものとする。代表企業の特別目的会社への出資比率は出資者の中で最大とする。

また、全ての出資者は、事業契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

(3) 仮契約の締結

市は、協定に基づいて落札者が設立した特別目的会社と本事業についての仮契約を締結する。

(4) 事業契約に係る議会の議決

市は、事業契約に関する議案を、令和 7 年 3 月定例会に提案する予定で、市議会の議決を経て本契約となる。

(5) 契約を締結しない場合

落札者決定日の翌日から基本協定締結日までの間、落札者の代表企業、構成員又は協力企業が参加資格要件を欠くに至った場合、市は基本協定を締結しない場合がある。この場合において、市は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

なお、入札参加資格落札者の構成を変更又は追加する場合、市が承諾した場合に限り、これを認めるが、この場合であっても代表企業の変更は認めないものとする。

(6) 契約締結に係る費用の負担

契約締結に係る落札者側の弁護士費用及び印紙代等は、落札者の負担とする。

(7) 特定工事請負契約及び特定業務委託契約の準用

市と S P C との間で締結する事業契約は、川崎市契約条例（昭和 39 年条例第 14 号）第 7 条第 1 項に定める特定工事請負契約及び特定業務委託契約に準じた扱いとする。本事業の事業契約書には、特定工事請負契約及び特定業務委託契約に準じて、川

崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定める。詳しくは、川崎市契約課のホームページ「入札情報かわさき」内の、川崎市契約条例、川崎市契約規則、「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」を参照すること。併せて、指定管理者制度に係る特定契約については、市ホームページの「特定契約制度について」（上記「入札情報かわさき」からリンクしている。）を参照すること。

6 その他

- (1) 詳細は、入札説明書等による。
- (2) 契約に係る事務を担当する部局の名称
川崎市環境局 施設部 施設建設課

7 Summary

- (1) Project Title
Remodeling of Tsutsumine Residual Heat Utilization Public Facility
- (2) Submission Date
From 9:00 a.m.(Wednesday) August 7 to 5:00 p.m.(Thursday) August 8, 2024
- (3) Contact point for the notice:
KAWASAKI CITY OFFICE
Facility Construction Section
Environmental Facilities Department
Environmental Protection Bureau
1, Miyamoto-cho, Kawasaki-ku
Kawasaki, Kanagawa 210-8577 Japan
TEL:044-200-2554
E-mail:30yonetu@city.kawasaki.jp